

第1章 中津市景観計画

第1部 景観形成の基本的な考え方

1. 景観形成に関する基本理念

上位計画に示される本市の将来像を踏まえ、下記のとおり中津市の景観形成に関する基本理念を掲げるものとします。

歴史・文化・自然が調和した風情のある中津の風景
「ひと」を育み、「ひと」に癒しと活力を与える景観づくり

2. 景観形成の目標

上記基本理念を達成するための目標を以下のとおり定めます。

●城下町の風情をもったまちづくり

本市の歴史、文化を背景に守る景観、創出する景観の形成のために中津城周辺を中心とした「城下町の風情をもったまちづくり」を目指します。

●歴史・文化を守り自然と調和した風情のあるまちづくり

郊外部についても、それぞれの地域の歴史、文化を背景に守る景観、創出する景観の形成のため自然景観と調和した良好な景観形成を目指します。

●国定公園などの自然景観の保全によるまちづくり

名勝耶馬溪や耶馬日田英彦山国定公園などの緑豊かで良好な自然景観の保全を図ります。

●賑わいや活力が景観と融合したまちづくり

まちの活力を表現し、人々を引きつけるような、美しい中にも賑わいや活気を感じさせる魅力ある景観の形成を目指します。

第2部 景観計画の区域

中津市は、名勝耶馬溪や旧城下町のまちなみをはじめ、歴史や文化、自然を感じさせる景観資源に恵まれています。市域全体を歴史的、地形的に分析していくと、地域ごとに様々な特性があり、それぞれが中津市らしい個性と魅力を引き出す要素をもっています。

従って、中津市では、『市全域を景観計画区域』とし、市民の理解と協力のもと、「ひとを育み、ひとに癒しと活力を与える」景観づくりに取組んでいきたいと考えます。

<中津市の景観計画区域>



第3部 景観形成を行う上での課題と誘導方針

1. 建築物等の意匠・形態の誘導

(1) 建築物等の規模・形態意匠

- 国道212号・213号、県道中津高田線の沿線や商業地域以外の地区では、落ち着いた佇まいを持った景観が形成されています。
- その建築物は、高さが2階建て以下、瓦等による勾配屋根のものが殆どです。
- 建築物の色彩についても彩度や明度を抑えたものが多く、景観上の乱れは一部の商業・遊戯施設を除いてほぼ見られません。
- 今後、高速道路の整備や外部資本によりマンションや大型店舗等が建設される可能性があるため、地域の景観がこれまでどおりに守られるように、現状で守られている建築物の規模や高さ、色彩などの意匠形態についての暗黙のルールを明文化しておくことが求められます。



(2) 自動販売機の色彩

- 自動販売機の色彩は、企業のカラーによって全国一律で決定されており、周辺景観に調和しない色彩が選定されることがあります。
- 新規に設置される自動販売機については、より良好な景観形成に向けて、周辺景観に合わせた色彩の選定を促す必要があります。



(3) 屋外広告物の立地・数量・色彩

- 屋外広告物は主に、幹線道路沿いや交差点に設置されています。
- 特に幹線道路沿いの商業施設や遊戯施設などの屋外広告物は、面積が大きく、高さも高いうえ派手な色彩のものが設置されている場合が多く、景観に対する影響が大きいため周囲の景観への配慮を促す基準づくりが必要です。
- また、建物の屋上に設置される屋外広告物も景観に対する影響が大きいため周囲の景観への配慮を促す基準づくりが必要です。
- のぼり旗は、一箇所に複数枚が並べられて設置されることが多く、色彩も派手な場合が多いため、周囲の景観への配慮を促す基準づくりが必要です。



2. 大型開発等に対する景観誘導

(1) 大規模な建築物等

- 国道212号・213号、県道中津高田線の沿線や商業地域には、色彩の鮮やかな一部の商業施設や遊戯施設が見られます。また、高層マンション等の大型建築物が建設されています。
- 市街地景観の背景となる八面山の稜線や城下町のランドマークである中津城への眺望、良好な道路景観を形成していくためには、大規模な建築物等の立地や色彩、高さに関するコントロールが必要です。



(2) 大規模な宅地の造成、開発行為

- 大規模な宅地の造成や開発行為では、連続した法面等の発生により自然景観が阻害される場合があります。
- そのため、幹線道路等の視点場からの眺望に配慮するとともに、法面への緑化や植栽の配置などを行い、自然景観の保全を図ることが求められます。



(3) 公共的な役割を持つ施設

- 携帯電話やテレビ、無線などの電波塔や太陽光発電、風力発電は、効率的な電波送信や安定的な太陽光及び風力の確保のため、見晴らしの良い場所に立地しやすい施設です。
- 周辺の景観に及ぼす影響も大きく、共同設置化や規模、位置、高さ、色彩に関する慎重な検討が必要となります。そのため、電話会社や電力会社等の関連企業及び地権者や事業者との協議体制が必要となります。
- また、鉄塔についても周辺の景観に及ぼす影響が大きいため、色彩、高さに関する基準づくりが必要です。
- ごみ処理場等の公共施設についても周辺の景観に及ぼす影響が極力小さくなるように立地や規模、高さ、色彩に関する検討が必要です。



(4) 工業用施設

- 工業用施設は、まとまった平地と交通利便性を求めて、幹線道路沿いや海岸線に立地することが多く、自然景観に大きな影響を及ぼす場合があります。

- 工場が幹線道路沿いに立地する場合には、道路境界から大きくセットバックし、前面に緑化を施す等の対策を講じることが望まれます。
- 採石場は、主要な幹線道路等の眺望点から見えない場所への立地や眺望点に対して見えにくいように整備する等の景観に対する配慮を行うように誘導することが求められます。また、砕石場跡地には、緑化を施す等の景観に対する配慮が必要です。



(5) 樹木の伐採

- 竹林や人工林、自然林の全伐によって山肌が露出している箇所が見られます。
- 伐採される樹木が果たす景観上の役割を考慮し、樹林地の間伐や緑化等により、周辺の景観との調和に配慮する必要があります。

(6) 屋外の物品集積

- 幹線道路脇に、建設資材、電化製品や廃車等のスクラップが集積され、周辺の景観を阻害している場合が見られます。
- 集積にあたって道路から可能な限り後退し、道路から集積物が直接見えないように塀や植栽を設けるなどの基準づくりが必要です。

3. 公共事業における景観への配慮

(1) 主要な眺望点から見える道路法面

- 東九州自動車道路、中津日田高規格道路、国道10号、国定公園内の道路など景観上重要なルートでは、道路線形を地形に合わせる等の工夫により、道路法面の面積をできる限り小さくする配慮が必要です。
- また、道路法面を緑化することも周辺の景観との調和にむけて有効です。



(2) 電線・電柱の設置位置

- 電線、電柱は、設置工事や設置後の維持管理が効率的に行われる場所に設置されるため、景観資源への眺望や主要な視点場からの眺望を阻害することがあります。
- これらの電線・電柱については、位置の変更や電線・電柱の整理、統合、地中化により眺望の確保が可能なものも考えられます。また、電柱は、周辺の景観に溶け込む色彩の選定が



求められます。

- 設置主体である電力会社・電話会社等との積極的な協議・検討を行うことが望まれます。

(3) 水辺景観の形成と保全

- 河川や海岸は、自然の力が形成した景観であるとともに地域社会の歴史の中で人が様々に関わることによって形づくられた景観です。
- 水辺景観の保全に向けて、多自然の水辺づくりを推進し、せせらぎによる音景観の創造と、まちなみと自然に調和した景観の形成に努める必要があります。
- 土手からの眺望を妨げる河川区域内の構造物の設置や河川占用許可については、水辺景観に配慮した規模、高さ、色彩とすることが求められます。
- 良好な水辺景観を維持するため、地域住民と連携した清掃活動、土手の草刈活動が必要です。



(4) 公共事業における色彩

① 周辺景観に合わせた色彩の選定

- 公共工事によって道路や橋梁などの構造物を整備する場合には、周辺景観に合わせた色彩を選定する必要があります。
- 特に、山や海、川等の自然景観や旧城下町の街なみ景観に調和した色彩の選定が重要であるため、地域特性を考慮した色彩の選定が求められます。
- 色彩の選定においては、色サンプルを利用して現地での検討を行うとともに、必要に応じてイメージパースを活用することが重要です。



② ガードレールの色彩

- ガードレールは、区間ごとに様々な色（白、ダークブラウン、亜鉛めっき等）が使用されており、周辺景観に合わせた色彩の選定が求められます。
- 景観に配慮した統一的な色彩のガードレールを実現するためには、ガイドラインの提示や協議体制の確立が必要です。



(5) 公共施設の立地とデザイン

① 案内板等の設置位置

- 観光資源の前や自然景観の眺望点等に設置される説明板、案内板等は、対象となるものを引き立てるように設置されることが求められます。
- 現状では、対象を隠してしまうように設置されているケースも存在しており、今後新たに設置される案内板等については、より慎重な配慮が必要となります。
- また、案内板のデザイン、色彩についても周辺の景観に調和するよう配慮が必要です。



② 公衆トイレのデザイン

- 市内には、多くの公衆トイレが存在しており、そのデザインは場所によって様々です。
- トイレは、利用動向に合わせた十分な容量を有し、利用者にとってその場所がわかりやすいものであることが求められる一方で、周辺の景観と調和し、目立たない存在となることが重要です。
- 公園や幹線道路沿い等のよく見られる場所に設置されるトイレのデザインは、特に周囲の状況に合わせた慎重なデザイン、色彩の検討が求められます。



4. 社会状況の変化

(1) 人口減少・少子高齢化

① 耕作放棄地の増加

- 戦後の人口増加に伴い広がった水田や畑も、近年の人口減少・高齢化により耕作放棄された土地が増加し、旧来の自然・農村景観が阻害されつつあります。
- 耕作放棄地の解消に向けた施策の推進やNPOなど市民活動による景観維持の取り組みが必要です。



② 旧城下町の空き地・空き家の増加

- 少子、高齢化や中心市街地の衰退により、旧城下町の町割を残す南部・北部校区には空き地や空き家が増加し、城下町の風情をもったまちなみが消失しつつあります。



- このため、旧城下町の風情を持ったまちなみの維持・保全を図るため景観形成誘導・重点地区の指定を行い、住民と一緒に歴史的景観の保全に努めなければなりません。

③ 廃校となった校舎の再活用

- 少子化にともなって、各地区で小学校の統廃合が進んでいます。小学校は、地区住民が長年にわたって利用し、愛着を持つ施設です。また、校舎の建築物も地域の風景になじんだものであり、今後地域の拠点とし積極的に活用されることが求められています。
- すでに、廃校舎が地域づくりの拠点となっている屋形小学校、西谷小学校、槻木小学校、溝部小学校の他、美術館として利用されている深耶馬溪小中学校等、様々な活用が行われています。



④ 中山間地域における農山村集落の維持

- 農山村集落は、街中に比べ生活や経済面において不利な条件にあります。街中への転居が進む現在においては、農山村集落の人口が減少していくことは避けられない状況にあります。
- このような過疎化の影響によって、棚田や美林等の農山村景観を維持していくことが困難な地区が今後発生することが危惧されます。
- 農山村景観を保全するためには、団塊世代の里帰りや空き住宅の斡旋等による定住の促進と NPO などによる小規模集落の応援等を積極的に推進する必要があります。
- また、第 1 次産業の活性化による定住促進を図るため、地産地消運動を推進し、山国川の上流から下流の市民が一体となって農山村景観を維持していく取組みを進めていく必要があります。



(2) 市民による景観形成活動の必要性

行政による通常の維持管理では、場所ごとに異なるきめの細かい維持管理を行うことは難しく、景観形成に向けた市民による積極的な景観形成活動が求められます。

① 海岸漂着物の清掃

- 海岸には、多くの漂着物が流れ着きます。市民による自主的な清掃活動がおこなわれているものの、絶えず漂着しており美しい海岸景観を阻害しています。
- 景観上重要な場所については、常に美しい景観が保たれるように定期的な清掃活動が必要です。



② 眺望確保に向けた植栽管理

- 幹線道路や河川堤防においては、山や海、川、まちなみの眺望ポイントとして活用することが出来る場所が点在しています。
- 現在は、草木が伸びていることによって見えない場所もあるため、これらの眺望ポイントにおける草木の伐採を推進していくことは、魅力的な道路景観、水辺景観の形成に向けて効果的な手法と考えられます。



③ 名勝耶馬溪の修景

- 文化財保護法により指定された名勝耶馬溪は、自然林・人工林の繁茂によりその奇岩・秀峰の自然景観が失われつつあります。
- 名勝耶馬溪に指定されているそれぞれの景は、個人所有の土地であるものの、国指定の文化財として観光資源としての位置づけを有しており、公共関与による修景が求められます。
- 名勝耶馬溪の自然景観を市民の宝として、後世に引き継ぐため、今後も修景作業を実施する必要があります。
- 修景した景については、常に良好な景観が保たれるように、NPO や地域住民による定期的な枝打ち・下刈り作業が必要です。

